

以て組合の問題として取上げ炭坑と抗争することの不得策なる旨戒めたので、翌十九日日石粕屋支部では、炭坑との直接交渉を避け鑛山監督局に報告し其の監督を嚴重ならしむることとに決定したので炭坑側との紛争は自然解決することゝなつた。

一方勞務係瀬戸某は加害被疑者として事件發生以來所轄籍崎警察署に引致取調を受け遂に七月二十日傷害罪として一件警類は福岡地方裁判所検事局に、身柄は同日一應炭坑勞務主任の請書にて歸宅を許可せられた。

十一、添付警類
告訴狀

告 訴 狀

福岡縣粕屋郡志免村大字志免 告訴人 宮 本 平

福岡縣粕屋郡須惠村大字甲植木野上礦業株式會社社長勝炭坑主

被告訴人 野 上 辰之助

全所構内全坑坑務課長 被告訴人 林 某

全所 全坑警務主任 被告訴人 松 尾 隆 喜

全所 全坑勞務係員 被告訴人 瀬 戸 康 吉

全所 全坑全係員 參 考 人 某

前全 全 參 考 人 某

前全 會計係 參 考 人 某

前全 全 參 考 人 某

前全 健康保險係 參 考 人 白 水 長太郎

福岡縣粕屋郡志免村大字志免五七八番地 參 考 人 村 本 顯 利